(別添２－１)

学　則

①商号又は名称	福祉と人権ネットワークつばめ会
②研修事業の名称	福祉と人権ネットワークつばめ会　介護職員初任者研修
③研修の種類	介護保険法施行令に基づく介護員養成研修 （介護職員初任者研修課程）
④研修課程及び 学習形式	介護職員初任者研修課程 ・通学形式 ・通信形式（通信学習実施計画書（別添２－１０）を参照。）
⑤事業者指定番号	２４９
⑥開講の目的	人権と福祉の視点に立ったキャリア形成支援、あわせて地域福祉を担う人材育成に取り組む。つばめ会会員法人で働くスタッフ及び採用予定者、地域福祉活動に関わる者に受講を呼びかけて、地域福祉力向上を図る。 あわせて、各相談支援機関とも連携をとって、被差別部落等における生活困窮者や就職困難者の就労自立にむけた人材育成を視野に取り組む。
⑦講義・演習室 （住所も記載）	社会福祉法人加島友愛会 大阪市淀川区加島１丁目３４－８ 大阪市淀川区加島４－１６－３４ 社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会 大阪市西成区出城２－４－１０ 社会福祉法人ライフサポート協会 大阪市住吉区帝塚山東５－１０－１５ Ａ´ワーク創造館 大阪市浪速区木津川２丁目３－８ ＨＲＣビル 大阪市港区波除４－１－３７
⑧実習施設	１　実施しない 2　実施する　（実習施設一覧表（別添２－７）を参照。）
⑨講師の氏名及び 担当科目	講師一覧表（別添２－３）を参照。
⑩使用テキスト	（公財）介護労働安定センター　介護職員初任者研修テキスト 補助教材ＤＶＤ
⑪シラバス	シラバス（別添２－２）を参照。

⑫受講資格	会員法人で無資格で従事する職員・スタッフ。 社会福祉に関心を持ち、介護業務について学ぶ意欲があり、全日程を受講できる方。義務教育を修了した方で高等学校在学生も受講可能とする。
⑬広告の方法	当団体ホームページにて研修事業を周知する。あわせて会員法人ならびに当該法人活動とつながりのある団体・機関等を通じて周知し、決定。 各相談支援機関・団体等に働きかけを行ってチラシ（申込用紙付）を配架する。
⑭情報開示の方法	下記ホームページにおいて情報開示する。 ホームページアドレス：https://www.tsubamekai.jpn.org/
⑮受講手続き及び本人確認の方法（応募者多数の場合の対応方法を含む）	受講申し込みについては、当団体の事務局にて集約する。 申し込み決定は、申し込み状況をふまえ、開催場所となる４法人と事務局で調整したうえで決定する。なお、定数に大幅に満たない場合には、講座の実施時期を遅らせる場合もある。 応募者多数の場合、会員法人を経由する受講希望者について調整を図るなどの対応を行う。
⑯受講料及び受講料支払方法	８０，０００円（テキスト代、消費税含む） 受講料は、当団体名義の口座へ振り込みにて納入していただく。 口座番号：りそな銀行　桜川支店 普通　０２７０８５８ 口座名義：福祉と人権ネットワークつばめ会　事務局　貝田歩 入金ご確認のうえ、領収書を発行する。
⑰解約条件及び返金の有無	受講料受領後において、講座開始日の５日前までの解約の申し出があった場合には、全額払い戻す。開催日の４日前から前日までの解約の申し出があった場合には、受講料の半額を返金するが、それ以降については返金しない。（ただし、天災等、本人の意思に関係なく研修の実施が困難となった場合には、返金等の対応をする。この場合、講座の実施途中で中止せざるを得ない状況になった場合には、講座実施数に見合って按分比例した講座費用ならびにテキスト代については徴収し、その残額を返金する。）
⑱受講者の個人情報の取扱	個人情報保護規程策定の有無（有・無） 対象講座以外での個人情報の使用を行わない。 なお、修了者は大阪府の管理する修了者名簿に記載される。

⑲研修修了の認定方法	認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。 研修の修了年限：開講日から８カ月 修了評価方法：（別添２－９）を参照。 なお、修了評価で不合格となった者の取扱い 再修了評価を実施する。再修了評価にあたっては、補習を実施したうえで再評価試験を行う。この場合の補習料は２，０００円、再評価試験料は１回あたり１，０００円とする。
⑳補講の方法及び取扱	補講の方法：欠席した受講生について本人の責に帰しがたい相当と思われる理由があるものに限っては、補講等個別対応する場合がある。 なお、大阪府指定の別紙３で示される通信形式で受講できる科目ごとの上限時間の範囲内のものにあっては、レポート提出にて代えることができるものとする。レポートは１２００字程度とする。 （レポート提出に代えることのできる科目ならびに上限時間） （２）介護における尊厳の保持・自立支援　１時間 （３）介護の基本　０時間 （４）介護・福祉サービスの理解と医療の連携　４．５時間 （５）介護におけるコミュニケーション技術　０．５時間 （６）老化の理解　１時間 （７）認知症の理解　３時間 （８）障がいの理解　１．５時間 （９）こころとからだのしくみと生活支援技術　３．５時間 （１）職務の理解、（１０）振り返り及び（２）の「人権啓発に係る基礎知識」並びに実技演習を要する科目・項目の（９）⑥～⑭については、レポート提出に代えることはできない。 （また、上記の（３）についてもレポート提出できる時間数がないので、当該教科項目は必ず受講すること） 補講に要する費用：１項目について５，０００円徴収します（レポートによる補講の場合、補講料として１科目あたり１，０００円徴収する）
㉑科目免除の取扱	教科免除については行わない。
㉒受講中の事故等についての対応	受講中の事故については、当団体が加入する団体傷害保険にて対応する。加入料については受講料に含まれる。

㉓研修責任者名、所属名及び役職	氏名：村田　進 所属名：福祉と人権ネットワークつばめ会 役職：幹事長
㉔課程編成責任者名、所属名及び役職	氏名：福留　千佳 所属名：福祉と人権ネットワークつばめ会 役職：高齢福祉部会　部会長
㉕苦情等相談担当者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：大和　聖司 所属名：福祉と人権ネットワークつばめ会 役職：事務局 連絡先：０６－６５８１－８５３５
㉖研修事務担当者名、所属名及び連絡先	氏名：大和　聖司 所属名：福祉と人権ネットワークつばめ会 連絡先：事務局
㉗情報開示責任者名、所属名、役職及び連絡先	氏名：大和　聖司 所属名：福祉と人権ネットワークつばめ会 役職：事務局 連絡先：０６－６５８１－８５３５
㉘修了証明書を亡失・き損した場合の取扱い	「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明書を交付する。 ・証明書交付に係る費用：　１，０００円
㉙その他必要な事項	受講者は、健康診断書を提出すること。 遅刻、早退については、原則認めないものとし、交通事情による遅れややむを得ない事情の時のみ認めるものとする。その場合には開催場所である４法人を通じて事務局へ届けるものとする。 講義、演習、実習中の携帯電話の使用は禁止とし、それらの間はマナーモードの励行等、配慮するものとする。 実習先では、実習先の指示に従うものとする。 実習にあたっては、所定の交通機関などを利用し、自動車やオートバイの使用は認めない。 また、講習実施期間中は、講習担当者ならびに各講師の指示に従うものとする。 なお、これらの注意事項に従えない受講生にあっては、講習参加を停止させる場合もある。この場合、受講料の返金は認めないこととする。

※1 大阪府からのお知らせ	大阪府介護職員初任者研修事業実施要領第２の２（１）より抜粋

	【内容及び手続きの説明及び同意】 　事業者は、受講の受付に際し、受講希望者に対し受講するために必要な費用等を明記した学則の内容及び研修を受講する上での重要な事項等を記載した書面等を配布するとともに、その説明を行い、かつ、あらかじめ受講希望者の同意を得なければならない。

※2 研修事業者の指定担当	大阪府 福祉部 地域福祉推進室 　福祉人材・法人指導課 人材確保グループ 　　電話：06-6944-9165